平成２２年（フ）第１２８２号
堺市中区深井畑山町2500番地　スペリオシティ泉北深井１―307
破産者　谷口　起巳
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
神戸市中央区元町通５丁目２番３―807号
破産者　木山　治男
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４９号
神戸市長田区源平町１番12号、従前の住所神戸市須磨区松風町４丁目２番18号
破産者　井野建設こと　北野　義和
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２４号
神戸市東灘区深江北町４丁目12番４―102号
破産者　岡田厨房設備こと　岡田　　悟
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００号
兵庫県宝塚市中州１丁目２―24―404　中谷亮太方、住民票上の住所兵庫県川西市寺畑２丁目９番18号
破産者　中谷　照幸
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２６号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1208号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の64
破産者　東野　頼子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―506号、前住所兵庫県尼崎市立花町３丁目３番10号
破産者　兼濱　政實
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―409号
破産者　木下　陽義
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７９号
兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の６　ジークレフ浜田東214号、前住所兵庫県豊岡市昭和町６番46号　サンリットメゾンＩ101号
破産者　岡田　美子（旧姓大影）
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６８号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目30番１―301号
破産者　野竹　美代（旧姓岡西）
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０６号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―1013号
破産者　トライアングルこと　高木　道雄
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３２号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目13番25―302号
破産者　中島徳太郎
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８２号
兵庫県高砂市曽根町682番地の６
破産者　櫻井塗装こと　櫻井　雅弘
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７号
福岡県柳川市三橋町今古賀454番地
破産者　内村　竜介
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
熊本市琴平１丁目２番38号
破産者　矢上佳代子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５８７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2014番地２
破産者　冨永　孝宏
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６０号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町5317番地
破産者　黒木　雄太
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９６２号
札幌市中央区南９条西20丁目２番33号メゾンリバール南円山201号、開始決定時の住所札幌市中央区南８条西18丁目２番34―403号
破産者　岩舘　真里（旧姓岩田）
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
北海道岩見沢市元町一条東６丁目１番地４
破産者　関　二三子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部